

# 地域防災計画



令和3年（2021年）5月



令和元年東日本台風（第19号）正直地内

（撮影・写真提供：株式会社パスコ / 国際航業株式会社）

## 1 計画の見直しについて

近年、西日本豪雨や東日本大震災、熊本地震など、全国各地で大雨や地震などの自然災害による被害が発生し、多くの尊い命や財産が失われています。

町では、令和元年東日本台風（第19号）で町内の一部が床上浸水するなど大きな被害を受けました。

地球温暖化の影響で大雨や集中豪雨の発生が高まる中、町は四方を河川に囲まれており、町内でもいつ大きな水害を受けるかわかりません。近年発生した災害の教訓を踏まえ、令和2年度に川島町地域防災計画の見直しを行いました。

## 2 地域防災計画の目的

洪水や大地震などの自然災害による被害を最小限に抑え、地域に生活する人々の生命や財産を守るために、自治体や防災関係機関が実施する平常時の備えや災害発生時の対応等を定めたものが地域防災計画です。

川島町地域防災計画は、町内において起こりうる災害に対して、町、埼玉県、防災関係機関、町民、事業所等がそれぞれ果たすべき責務と役割について記述したもので、町の災害対策の基本となる計画です。

## 3 地域防災計画の構成

川島町地域防災計画には、防災対策における基本方針をはじめ、町、埼玉県、防災関係機関、町民、事業所等の役割分担を示しており、次のような構成となっています。

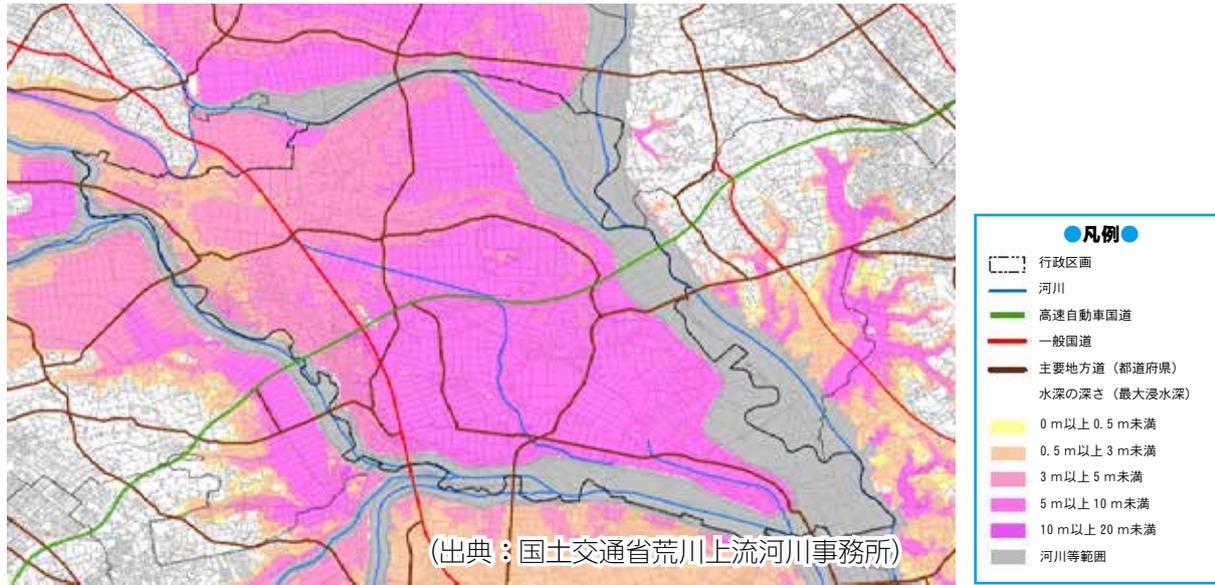
本編	第1編 総則	計画の目的、防災関係機関などの役割を定めるとともに、川島町の防災環境を記載しています。
	第2編 風水害対策計画	風水害について、被害の発生を防止または最小限にするため、平素から実施すべき施策と災害発生後の応急対策活動等について定めています。
	第3編 震災対策計画	地震災害について、被害の発生を防止または最小限にするため、平素から実施すべき施策と災害発生後の応急対策活動等について定めています。
	第4編 その他災害対策計画	本町において発生が懸念される災害を対象に、予防対策と応急対策について定めています。今回の改正で、複合災害対策計画を追加しました。
資料編	条例や基準、本編に関連する各種データ、様式などを記載しています。	

## ■ 風水害対策（台風、洪水）

平成 27 年の水防法改正では、河川整備において基本となる降雨を前提としていた洪水浸水想定区域図が、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図に変更されました。

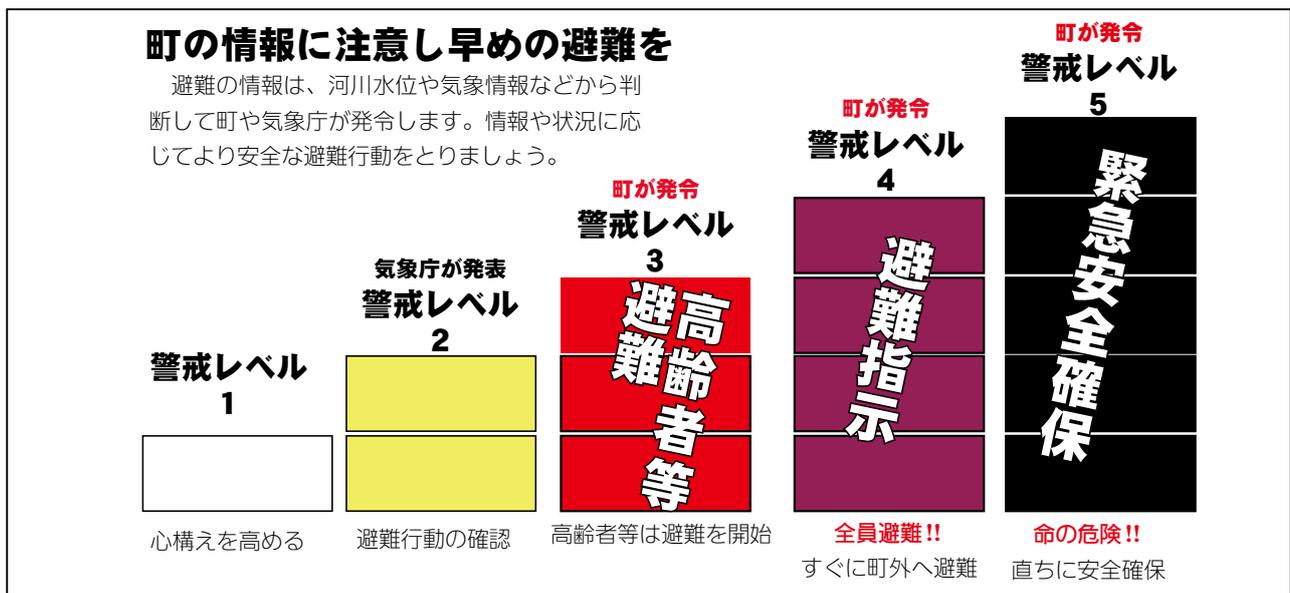
町の四方を囲む河川（荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川）の浸水想定区域図でも、町内全域が浸水すると想定されており、水深は深いところで 5 m 以上、浸水継続時間は最大 2 週間程度と長期に渡るとされているため、水害時における避難は、町外への広域避難を原則としています。

町では、洪水・地震ハザードマップを配布していますが、「もしも」の時でも、あわてず冷静に行動できるように、日頃から家族や地域で話し合いや確認をお願いします。



### 1 水害時の避難の考え方（町外への広域避難を）

- ① 自ら情報を収集し、早めに自主的に町外へ広域避難（親戚、知人宅、宿泊施設、勤務先等）。
- ② 避難場所が確保できない方は、町が提携している町外の広域避難場所に自らの車で避難。
- ③ 自ら移動が困難な方でも、救助活動を迅速に行うため、可能な限り町内の緊急避難場所に避難。
- ④ 道路の浸水など、町外の広域避難場所に避難することで生命に危険が及ぶときは、自宅の 2 階や町内の高層建物等（㈱オータ川島店、㈱G L P）に垂直避難。



※水防法の改正により、令和 3 年 5 月から避難勧告は廃止され避難指示に一本化されました。

**ポイント** 水害時には早めに町外へ広域避難

## ■ 地震対策（地震、南海トラフ地震、火山噴火等）

町において大きな被害の発生が予想される地震と、その被害想定結果は以下に示すとおりです。  
被害想定の対象とした「茨城県南部地震」は、今後 30 年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率が70%と予測されている切迫性が高い地震です。

町では、この地震に備えるため、食料・生活必需品などの備蓄、建物の耐震化及び避難所の整備など、様々な防災対策を推進しています。

### 1 想定地震の概要

想定地震	茨城県南部地震
地震のタイプ	海溝型
マグニチュード	7.3
川島町の震度	5強
地震発生確率	今後30年以内に70% (南関東地域として)



※発生の可能性は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震と考えられる「関東平野北西縁断層帯地震（震度7）」についても備える必要があります。

### 2 地震被害想定結果

全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者	負傷者	避難者	
					1日後	1週間後
78棟	140棟	1棟	0人	4人	168人	182人

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）)

## ■ その他災害対策計画（竜巻・突風、雪害、複合災害等）

### 1 その他の災害

町域で起こりうる異常な自然現象（竜巻・突風、雪害等）や大規模火災等で施設損壊や交通災害を想定した様々な防災対策を推進しています。

### 2 複合災害

複合災害として、地震とその直後の台風による河川氾濫、地震から復興中に発生する河川氾濫などの災害に備えていきます。



**ポイント** ◀ いざという時に備え、対策を講じよう

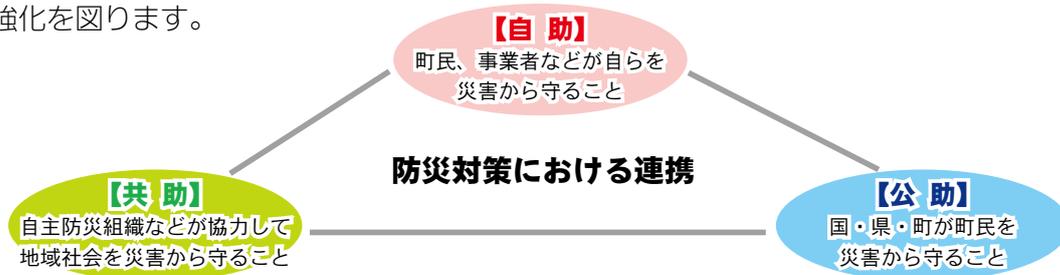
## ■ 災害対応の基本的な考え方（自分の命は自分で守る）

### ～自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備～

大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるはず」と期待しがちですが、これまでの教訓が示すように、行政による災害対応には限界があります。まずは、「自分の命は自分で守る」という意識を持つことが大切となります。

そのため、大規模災害に際しては、自分で自分自身や家族の安全を守る「自助」や、地域や自治会でお互いに助け合う「共助」が特に求められます。

そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、地域における防災力の整備、強化を図ります。



**ポイント** < 災害時は自分の命は自分で守ることが基本です

## ■ 災害に対する備え（予防対策）

### 1 町民の安全を守るために（公助の取組）

#### ① 自助・共助による防災力の向上

- ・水防（防災）訓練、図上訓練（D I G）、避難所開設・運営訓練（H U G）や広報紙等を通じて防災知識の普及・啓発を推進します。
- ・自主防災組織の取組を促進し、資機材等の助成をします。
- ・防災協定の締結を推進し、災害時に備えます。

#### ② 大地震から人命を守るまちづくり

- ・住宅の耐震診断や耐震補強を促進します。  
（既存木造建築物耐震改修等助成制度）

#### ③ 避難行動要支援者への避難支援体制の構築

- ・自主防災組織など、地域の皆さんと一体となって避難行動要支援者を支援する体制づくりを構築します。

#### ④ 情報伝達及び避難体制の構築

- ・防災無線の再整備を図り、戸別受信機を配付し、情報伝達体制の整備や避難の遅れがないよう有効な避難体制を構築します。

#### ⑤ 物資及び資機材の備蓄

- ・被害想定に基づき、備蓄目標に基づく災害用品を計画的に備蓄していきます。
- ・各事業者との防災協定により、物資・資機材の確保に努めていきます。

#### ⑥ 安全な避難所及び避難場所の確保と整備

- ・水害時における町外の広域避難所及び避難場所の確保に努めます。
- ・安全な避難生活環境を確保し、避難された方々の健康を確保する対策を推進します。（新型コロナウイルスを含む感染症対策）

#### ⑦ 国との連携事業

- ・水害時に一時的、緊急的に避難する場所として、高台避難場所の整備を進めます。
- ・河道内の土砂掘削、樹木の伐採による河道の流下能力の向上を図ります。

## 2 町民の備え（自助・共助の取組）

### ① 防災知識を学び、身につける

- ・地域固有の災害特性を理解し、防災に関する知識の習得や各種防災訓練に参加
- ・防災アドバイザーによる指導や助言

### ② 地震の揺れに備える

- ・家屋等の耐震性の促進や家具等の転倒防止対策

### ③ いざというときの避難に備える

- ・飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ・情報収集手段の確保
- ・家庭内で安否確認の方法を確認
- ・避難経路、避難路の確認
- ・地域内の要配慮者の把握と支援の方法



**ポイント** いざというときのために、災害用の備蓄品を準備しよう

## ■ 災害発生時の活動（応急対策）

### 1 町の活動（公助の取組）

#### ① 応援協力体制の整備

- ・災害対策に総力を挙げて実施するため、町長を本部長とする災害対策本部を設置します。
- ・災害が甚大で、町単独では災害対応が困難ときは、応援協定に基づき、県及び県内市町村や民間団体に対して応援・協力を要請します。また、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼します。

#### ② 情報収集及び町民への情報伝達

- ・気象に関する特別警報・警報、地震に関する情報、災害情報（被害状況を含む）、避難に関する情報など防災に関する重要な情報は、複数の伝達手段を用いて確実な情報伝達を図ります。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ・防災無線（屋外スピーカー・戸別受信機） | ・広報車（消防車両を含む） |
| ・有線電話（区長、防災関係組織）     | ・町ホームページ      |
| ・ツイッター               | ・かわべえメール（登録制） |
| ・LINE                | ・データ放送        |
|                      | ・その他使用可能な広報媒体 |

#### ●かわべえメールの登録方法●

1. 下記アドレスまたはQRコードから空メールを送信
2. 返信メールの登録画面（URL）へアクセス（接続）
3. サイト内の案内手順に従い設定 ⇒登録完了  
アドレス：bousai.kawajima-town@raidai.ktaiwork.jp



#### ●川島町LINEの登録方法●



**ポイント** 災害情報を様々な方法で取得しよう

### ③ 避難対策

・町は、洪水、地震などにより、町民の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、高齢者等避難や避難指示等を発令し、町民の皆さんを安全な場所に避難させ災害から守ります。(洪水時は町外への広域避難が原則です。)

また、被災者が安全に安心して生活ができるよう避難所及び避難場所を速やかに開設し、職員、施設管理者や避難者との協力のもと、適切に管理運営を行います。(避難所運営は、避難者による自主運営が基本です。)

### ④ 被災地の生活救援活動

・町は、災害に対する緊急対策とともに、被災者の皆さんの保護と社会秩序の安定を図るため、次のような生活救援活動を行います。

- ◆ 食料・生活必需品の供給 ◆ 応急給水 ◆ 防疫・保健衛生活動
- ◆ 廃棄物・し尿処理 ◆ 死体の搜索・処理 ◆ 支援の必要な方への配慮
- ◆ ボランティアの受入れ ◆ 文教対策

## 2 町民の活動（自助・共助活動）

### ① 町民一人ひとりが実施すべきこと

- ・ 正確な情報の把握及び伝達
- ・ 出火防止措置及び初期消火の実施
- ・ 家族の安否確認
- ・ 適切な避難の実施（水害時は早め早めの避難）



### ② 自主防災組織等が実施すべきこと

- ・ 火災の初期消火と町災害対策本部及び関係機関への連絡
- ・ 人員の確認、地域住民の避難誘導
- ・ 避難行動要支援者の保護、安全確保
- ・ 避難所開設・運営の積極的な協力
- ・ 被害状況、災害情報の収集・報告、伝達



## 3 避難所の運営（避難者皆さんで自主的な運営を）

避難所の運営は、避難者の皆さんや自主防災組織が中心となって、自主的に運営し、町職員や施設管理者、ボランティア等はその支援を行います。



**ポイント** < 避難所運営は、避難者による自主運営が基本です

## ■ 災害からの復旧・復興（一刻も早い日常生活を取り戻すために）

大規模な災害が発生した場合、罹災した町民の皆さんが、一刻も早く自力で生活できるように、町は県及び関係機関と連携し、罹災証明書の発行、義援金・義援品の受け入れと配分、災害弔慰金や被災者生活再建支援法に基づく支援金などの支給、災害援護資金の貸付け、租税の減免や郵便・電話料金の免除などの各種支援措置を行います。

### 1 罹災証明書の発行

罹災証明書とは、被災された方からの申請を受け、町が住家の被害や町長の定める種類の被害状況を調査し、災害による被害の程度を証明するものです。生活再建に向けての各種被災者支援策の適用を判断する材料として、幅広く活用されます。



### 2 義援金・義援品の受付・配分

大規模な災害の発生が報道されると、各方面から義援金や義援品の申出が寄せられます。そこで町は県と連携し、希望する義援品の品目の送り先などについて報道機関を通じて広く公表し、受け入れ及び配分を行います。また、必要な場合は義援金を募集します。募集に当たっては、町において、交付内容及び受付・配分方法を検討したうえで実施します。

### 3 生活・福祉対策

町、県及び国が窓口となっていく生活・福祉に関する支援策には、次のようなものがあります。これらの実施に当たっては、法令や条例などに定められた各支援策の適用条件（対象や限度額など）について個別に判断したうえで、それぞれ必要な支援が行われます。

- ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
- ・生活福祉資金（災害援護資金）の貸付
- ・母子寡婦福祉資金の貸付
- ・被災者生活再建支援金の支給



### 4 その他

災害により住宅に被害を受けた住民の皆さんに対し、県、国などによる支援策として、民間賃貸の紹介、県営住宅のあっせん、住宅金融公庫による融資などがあります。被害の状況などによりこれらの支援策が実施される場合、町は、制度の内容について、町民の皆さんに周知をします。

また、町内の農業者や中小企業の皆さんに対しては、各支援制度の適用条件などに基づき、復興支援措置を行います。



## ■ 町内の指定避難所及び指定緊急避難場所

### (1) 指定避難所

指定避難所とは、災害により家に戻れなくなった町民の皆さん等が一定期間、避難生活を送るための施設をいいます。災害の状況によって、町が開設します。

No	施設名	所在
1	中山小学校	中山 1333 番地
2	伊草小学校	伊草 238 番地 1
3	つばさ南小学校	白井沼 945 番地
4	(旧) 出丸小学校	上大屋敷 100 番地
5	つばさ北小学校	畑中 31 番地
6	(旧) 小見野小学校	谷中 99 番地
7	川島中学校	白井沼 230 番地
8	西中学校	中山 270 番地 1
9	川島町民体育館	下八ツ林 923 番地
10	コミュニティセンター	下八ツ林 923 番地
11	川島町民会館	下八ツ林 926 番地 1



防災ラジオを配付しています。

### (2) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるため一時的に避難する場所のことをいいます。洪水、地震などの災害の種別によって指定します。指定するものは「○」、指定できないものは「×」とします。

No	施設名	所在	災害種別			
			洪水	地震	大規模な 火事	内水氾濫
1	中山小学校	中山 1333 番地	○	×	×	○
2	中山小学校グラウンド		×	○	○	×
3	伊草小学校	伊草 238 番地 1	○	×	×	○
4	伊草小学校グラウンド		×	○	○	×
5	つばさ南小学校グラウンド	白井沼 945 番地	×	○	○	×
6	(旧) 出丸小学校	上大屋敷 100 番地	○	×	×	○
7	(旧) 出丸小学校グラウンド		×	○	○	×
8	つばさ北小学校	畑中 31 番地	×	×	×	○
9	つばさ北小学校グラウンド		×	○	○	×
10	(旧) 小見野小学校	谷中 99 番地	×	×	×	○
11	(旧) 小見野小学校グラウンド		×	○	○	×
12	川島中学校	白井沼 230 番地	○	×	×	○
13	川島中学校グラウンド		×	○	○	×
14	西中学校	中山 270 番地 1	○	×	×	○
15	西中学校グラウンド		×	○	○	×
16	川島町総合運動場	下八ツ林 930 番地	×	○	○	×
17	平成の森公園多目的広場	下八ツ林 920 番地	×	○	○	×
18	かわじま公園	かわじま 2 丁目 9 番地	×	○	○	×
19	コミュニティセンター	下八ツ林 923 番地	○	○	○	○

## ■ 協定している町内の緊急避難場所及び町外の広域避難場所

### (1) 町内の緊急避難場所

会社名及び施設名	所在	人数
G L P 川島	川島町大字上伊草 888-1	700 人
オータ川島店	川島町大字戸守 382-1	2,000 人

### (2) 町外の広域避難場所

会社名及び施設名	所在	駐車台数等
ハイワールド	北本市深井 6-87	850 台
D' S T A T I O N 坂戸店	坂戸市塚越 1446-1	930 台
第一プラザ坂戸 1000	坂戸市塚越 1300	670 台
COEDO クラフトビール醸造所	東松山市大谷 1352	500 台
ノア東松山店	比企郡滑川町大字羽尾 3001-2	700 台
エスタディオ東松山店	東松山市石橋 1687-2	700 台
パーラー E X 滑川店	比企郡滑川町大字羽尾 225-1	600 台
埼玉県こども動物自然公園	東松山市岩殿 554	800 台
山村学園短期大学	比企郡鳩山町石坂 604	50 台
大東文化大学緑山キャンパス	東松山市旗立台 3	体育館 駐車場
埼玉県立松山女子高等学校	東松山市和泉町 2-22	20 台 体育館

※災害の状況に応じて、協定先の事業者に依頼し開設します。(町の公表する情報に注意してください。)

※協定先広域避難場所には、トイレが無いところがありますので、携帯用トイレをご用意ください。

## ■ 協定している福祉避難所

施設名	所在
ワーク&ライク のびっこ	川島町大字下八ツ林 871-5
平成の森・川島病院	川島町大字畑中 478-1
特別養護老人ホーム 永楽園	川島町大字表 147-1
特別養護老人ホーム ひまわり	川島町大字山ヶ谷戸 519-1
川島町社会福祉協議会	川島町大字曲師 402-1
みどりの郷あすか川島	川島町大字中山 1347-1
みどりの郷あすか東松山	東松山市大字大谷 1538-1

## ■ 防災役立ち情報（正しい情報で、正しい行動を）

正しい行動は、正しい情報から。普段から防災情報取得手段を複数準備しておきましょう。

### 1 災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルは、家族間や知人間などの安否確認や連絡に活用できます。

- 災害用伝言ダイヤル 171 + 録音1 + 被災した方の電話番号（市外局番から）  
[171] 171 + 録音2 + 被災した方の電話番号（市外局番から）

※録音時間は、1回の伝言で30秒以内です。

※文章メッセージの登録や確認できる、災害用伝言版（web171）との相互連携により、相互に登録したメッセージを文字と音声で確認できます。

### 2 携帯電話による災害伝言版

災害が発生したときに、携帯電話のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話をもとにして全国から伝言を確認できます。

NTTドコモ	<a href="https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/">https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/</a>
KDDI（au）	<a href="https://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/">https://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/</a>
ソフトバンクモバイル	<a href="https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/">https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/</a>
Y! Mobile （ワイ・モバイル／ウィルコム）	<a href="https://www.ymobile.jp/service/dengon/">https://www.ymobile.jp/service/dengon/</a>

※ 登録できる文字数は、1回の伝言で100字以内です。

### 3 災害用音声お届けサービス

携帯電話から音声メッセージを送信することができます。

対応する携帯電話でアプリケーションをインストールします。送信する場合、電話番号の入力及び録音をして音声を送信します。受信する場合は、音声ファイルをダウンロードし再生します。

### 4 緊急速報メール（エリアメール）

（株）NTTドコモが提供する緊急速報「エリアメール」、KDDI（株）、ソフトバンクモバイル（株）が提供する「緊急速報メール」で、避難指示等の重要な緊急情報を町エリア内の対応携帯電話に向け配信します。

### 5 インターネットによる気象情報・防災情報

川島町	<a href="https://www.town.kawajima.saitama.jp/">https://www.town.kawajima.saitama.jp/</a>
埼玉県防災情報メール	<a href="https://saitamapref.bosai.info/bosaimail/index.html">https://saitamapref.bosai.info/bosaimail/index.html</a>
熊谷地方気象台	<a href="https://www.jma-net.go.jp/kumagaya/">https://www.jma-net.go.jp/kumagaya/</a>
国土交通省 防災情報提供センター	<a href="https://www.mlit.go.jp/sagai/bosaijoho/">https://www.mlit.go.jp/sagai/bosaijoho/</a>
国土交通省 川の防災情報	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>
国土交通省 荒川上流河川事務所	<a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/">https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/</a>
Yahoo! 防災速報アプリ	<a href="https://emg.yahoo.co.jp">https://emg.yahoo.co.jp</a>

#### ●川島町地域防災計画本編



#### ●川島町洪水・地震ハザードマップ・ガイドブック





## 川島町地域防災計画（概要版）

<b>問合せ</b>	川島町総務課 防災対策室
	〒350-0192
	埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1
	☎049-299-1753（直通）
	令和3年（2021年）5月発行